

○総務省令第四十八号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年第五百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十五日

総務大臣 新藤 義孝

恩給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令

(恩給給与細則の一部改正)

第一条 恩給給与細則(昭和二十八年総理府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(支払通知書が還付されたときの取扱い)」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書(支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。)が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

別紙第四十四号書式を次のように改める。



（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第二条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（支払通知書が還付されたときの取扱い）」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

第六条 裁定庁は、互助年金の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。

別記第二十二号書式中

現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 _____ _____ (電話番号 - - - ) 都道府県 郵便局
-----	--

を

現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 _____ _____ (電話番号 - - - )
-----	--

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。